

半田市立保育園給食調理等業務委託
事業者選定プロポーザル実施要領



令和8年5月
半田市こども未来部
保育幼稚園課

第1 趣旨

半田市（以下「市」という。）は、平成28年度から保育園給食調理等業務を民間事業者へ委託しているが、令和8年度で全園の委託期間が終了することから、令和9年4月から3年間、15園の保育園等の給食調理等業務を民間事業者へ委託する。

また、当該給食調理等業務委託を処理する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、当該給食調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型企画提案方式（公募型プロポーザル方式）を採用する。

この実施要領は、複数の事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく提案を受け、「安全」で「楽しく」「おいしい」給食を園児に提供することができる事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業概要

1. 業務名

半田市立保育園給食調理等業務委託事業（以下「本委託事業」という。）

2. 業務内容

別紙「半田市立保育園給食調理業務及び附帯業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 委託場所

グループ名	施設名	所在地
Aグループ	半田市立岩滑こども園	出口町二丁目163番地
	半田市立有脇保育園	有脇町十丁目31番地の2
	半田市立平地保育園	平地町三丁目46番地
	半田市立乙川保育園	乙川一色町31番地
	半田市立横川保育園	大伝根町一丁目2番地の1
	半田市立岩滑北保育園	岩滑高山町一丁目138番地
	半田市立亀崎幼稚園	亀崎月見町一丁目63番地
Bグループ	半田市立葵保育園	宮本町四丁目106番地の2
	半田市立板山こども園	板山町一丁目100番地の10
	半田市立白山保育園	白山町四丁目129番地
	半田市立東保育園	瑞穂町三丁目6番地の1
	半田市立修農保育園	平井町五丁目64番地の2
	(仮称)半田市立成岩こども園	成岩本町三丁目75番地の4
	半田市立清城保育園	清城町二丁目6番地の13
	児童発達支援センター つくし学園	東洋町三丁目23番地

4. 業務委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

●Aグループ

業務委託期間	施設数・保育所名
令和9年4月1日から 令和12年3月31日まで	7園（岩滑こども園・有脇保育園・平地保育園・乙川保育園・横川保育園・岩滑北保育園・亀崎幼稚園）

●Bグループ

業務委託期間	施設数・保育所名
令和9年4月1日から 令和12年3月31日まで	8園（葵保育園・板山こども園・白山保育園・東保育園・修農保育園・（仮称）成岩こども園・清城保育園・つくし学園）

5. 準備期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは、本委託事業を遅滞なく遂行するための準備期間とする。

6. 提案上限金額

999,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記は、委託期間全体に係る事業費の上限である。本委託事業は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本委託事業について実施の効力を失う場合がある。

なお、グループ毎における上限金額は下記のとおりである。

●Aグループ

保育所名	上限金額
岩滑こども園・有脇保育園・平地保育園・乙川保育園・横川保育園・岩滑北保育園・亀崎幼稚園	469,180,800円

●Bグループ

保育所名	上限金額
葵保育園・板山こども園・白山保育園・東保育園・修農保育園・（仮称）成岩こども園・清城保育園	472,705,200円
つくし学園	58,014,000円
合計	530,719,200円

第3 プロポーザルの概要

1. 名称

半田市立保育園給食調理等業務委託事業者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

2. 方式

公募型プロポーザル方式

3. 留意事項

(1) 本要領の承諾

本プロポーザルに参加する事業者は、参加表明書（様式第3号）の提出をもって、本要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に関するすべての費用は参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱

ア 著作権・書類の公表

提出された書類の著作権は、参加事業者に帰属する。参加事業者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。ただし、市の情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

イ 提出書類の返却及び追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申し込み、書類の差し替え及び追加は認めない。

(4) 資料の取扱

市が提示する資料は、本委託事業以外の目的で使用することを禁止する。また、本委託事業の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本要領と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 本要領に定めるもののほか、本プロポーザル実施に当たって必要な事項が生じた場合は、その都度、全参加事業者に通知する。

4. 応募資格

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす法人であることが必要である。

- (1) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理することができるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、次のいずれかの業務を受注した実績を有すること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の運営（受託を含む。）又は保育所を対象とした給食調理業務
 - イ 小学校又は中学校を対象とした給食調理業務
- (3) 参加表明書等の提出期限から起算して過去3年以内（令和5年6月20日から令和8年6月19日まで）に、保育所又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けていないこと。
- (4) 契約締結までに令和8・9年度半田市入札参加資格（物品等）を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出期限から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を受け、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされるなど、契約履行が困難と認められる状態に至った場合その他、信義に反する行為等がないこと。
- (8) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 事業者及びその代表者又は役員等が半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当しないこと。

第4 選定日程等

1. 本プロポーザルの公告から契約締結、業務委託開始までに係る日程

項目	日程	備考
1 本プロポーザルの公告	令和8年5月12日(火)	市ホームページにて実施要領、様式集等を公開
2 施設見学会参加申込書受付	令和8年5月12日(火) から 令和8年5月18日(月)	様式第1号
3 質問書受付	令和8年5月12日(火) から 令和8年5月22日(金)	様式第2号
4 施設見学会	令和8年5月20日(水)	
5 質問書回答	令和8年6月5日(金)	
6 参加表明書受付	令和8年6月5日(金) から 令和8年6月19日(金)	様式第3号
7 参加資格要件審査結果通知書発送	令和8年6月24日(水)	
8 提案書・見積書・提案書の開示に係る意向申出書提出受付	令和8年6月24日(水) から 令和8年7月24日(金)	様式第4号から 様式第15号
9 プレゼンテーション	令和8年7月31日(金)	
10 審査の結果通知	令和8年8月4日(火)	
11 業務委託開始	令和9年4月1日(月)	

※上記スケジュールは予定であり変更する場合もある。提案書等の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合がある。

2. 本プロポーザルの参加事業者への通知

(1) 本プロポーザル公告時に市ホームページに提示するもの

掲示資料
1 半田市立保育園給食調理等業務委託事業者選定プロポーザル実施要領
2 半田市立保育園給食調理等業務委託事業者選定プロポーザル様式集
3 仕様書
4 資料一覧(半田市保育園衛生管理マニュアル、半田市保育園食物アレルギー児対応マニュアル、半田市保育園給食異物混入対応マニュアル、調理室平面図、厨房機器一覧、附帯業務日誌)

3. 施設見学会参加申込書受付

(1) 施設見学会参加申込書の提出

施設見学会の参加を希望する事業者は、施設見学会参加申込書（様式第1号）を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）

イ 提出先

半田市こども未来部 保育幼稚園課 保育幼稚園担当

電話：0569-84-0660（直通） FAX：0569-23-4162

メールアドレス：hoyou@city.handa.lg.jp

ウ 提出方法

メールもしくはFAX（他の方法による提出不可）

※ただし、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※電話又は口頭による申し込みは受け付けません。

(2) 施設見学会

施設見学会参加者を対象に実施する。

ア 施設見学会の日時及び場所

①令和8年5月20日（水）午前10時から午前10時30分まで
つくし学園

所在地 半田市東洋町三丁目23番地

②令和8年5月20日（水）午後2時から午後2時30分まで
岩滑こども園

所在地 半田市出口町二丁目163番地

イ 参加者

①1事業者につき2人以内

②調理室等に入室する者の直近1か月以内の検便結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 0-157）及び清潔な衣服（白衣、帽子、マスク、履物等）を当日持参すること。

ウ 来場方法

会場の駐車スペースには限りがあるため、1事業者1台限りとする。

4. 質問書受付・回答

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第2号）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月22日（金）

イ 提出先

半田市こども未来部 保育幼稚園課 保育幼稚園担当

電話：0569-84-0660（直通）

メールアドレス：hoyou@city.handa.lg.jp

ウ 提出方法

メール（他の方法による提出不可）

※ただし、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※電話又は口頭による申し込みは受付けない。

(2) 質問書に対する回答

ア 回答期限

令和8年6月5日（金）

イ 回答方法

市ホームページにて全ての質疑に対する回答を公開する。本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

5. 参加表明書受付

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、応募資格を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類
1 参加表明書（様式第3号）：正1部
2 法人の事業概要が分かる会社案内等の資料：正1部、副8部
3 法人の定款及び規約等：正1部、副8部
4 直近の事業報告書及び財務書類：正1部、副8部 ※直近3年分の決算書等財務状況が分かるもの
5 事業者の直近1年分の国税・県税・市税の納税証明書：原本1部 ※税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第9号書式（その3の3）） ※県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明） ※当該市町村が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

(2) 受付期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月19日（金）

(3) 提出先

半田市こども未来部 保育幼稚園課 保育幼稚園担当

半田市東洋町二丁目1番地

電話：0569-84-0660（直通）

(4) 提出方法

持参又は書留扱いの郵送

ア 郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り。

なお、郵送中の事故については責任を負わないものとする。

イ 持参の場合は事前に電話予約の上、午前9時から午後4時までに提出すること。

6. 参加資格要件審査結果通知

- (1) 参加表明書等を提出した者について、「第3－4応募資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果を参加資格要件審査結果通知書により通知する。

7. 提案書提出受付

参加表明書等を提出し、参加資格要件審査結果通知書により参加資格ありと通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	
1	半田市立保育園給食調理等業務委託事業提案書（様式第4号～様式第13号）：正1部、副8部
2	見積書（様式第14号）：正1部、副8部
3	提案書の開示に係る意向申出書（様式第15号）：正1部

(2) 提出期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月24日（金）

(3) 提出先

半田市こども未来部 保育幼稚園課 保育幼稚園担当
半田市東洋町二丁目1番地
電話：0569-84-0660（直通）

(4) 提出方法

持参のみ（他の方法による提出不可）
※事前に電話予約の上、午前9時から午後4時までに提出すること。

(5) 提案書記載内容

半田市立保育園給食調理等業務委託事業提案書（様式第4号）に記載された内容とする。

(6) 提案書作成上の注意事項

- 様式第5号から様式第13号について記載する。
- 提案書はA4縦、左綴じ、横書きとし、ページ番号を付番する。
- 提案書を受理した後の追加修正は認めない。
- 正確かつ簡潔な内容とし、過大なものとならないようにすること。

(7) 見積書記載内容

- 見積書（様式第14号）を提出すること。
- 年度別内訳、施設別内訳を記載（任意様式）すること。
- 経費の見積りには、次の積算内訳の明細を記載（任意様式）すること。
人件費、法定福利費、福利厚生費、保健衛生費、事務費等、消耗品費等、営業管理費等

8. プレゼンテーション（提案書等の審査）

提出された提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 実施日時及び場所

令和8年7月31日(金)

※時間及び場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 実施方法

1 事業者のプレゼンテーションは15分以内とし、その後に10分程度の質疑応答を行う。

(3) 出席者

1 事業者の出席者は3名以内とする。提案書の内容を熟知した担当者が必ず出席すること。

(4) プレゼンテーションの順番

提案書の受付順とする。なお、辞退者が出た場合等は、順次繰り上げて実施する。

(5) その他

ア 当日の追加資料の配布は認めないものとする。

イ 市は机、椅子、電源、スクリーン、HDMIケーブルを用意するものとし、パソコン、USBメモリーの貸出はしない。提案書等の説明にパソコン等の資機材が必要な場合は、提案説明者が準備すること。

9. 審査及び結果通知

(1) 審査

審査は、提案書に記載された内容（見積額含む。）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、選定基準で定める審査項目について点数化し、優先候補者を最終決定する。最高点数事業者が複数ある場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。

(2) 審査項目及び点数配分

選定基準で定める審査項目および点数配分は下記の通りとする。

審査項目	審査基準	点数配分
基本方針	1 保育園給食及び児童発達支援センター給食に対する基本的な考え方に関する提案書 2 食育に対する考え方 3 保育園給食及び児童発達支援センター給食に関する独自提案	15点
業務管理運営組織	1 業務責任者、従事者等の配置計画（資格、人員、経験等） 2 従事者の休暇等のバックアップ体制 3 管理責任体制	25点

	4 従事者の定着、有能な人材確保の方策 5 業務履行が不可能になった場合の業務の継続履行が保障される代行体制	
業務受託実績	保育園等の給食調理業務の受託実績	5点
会社概要	法人の経歴及び経営状況の健全性	5点
事故防止対策	1 危機管理マニュアル等の整備、事故防止対策、事故発生時の対応 2 労働安全衛生（労働災害）の対応 3 生産物賠償責任保険等の加入	15点
衛生管理	1 衛生管理に対する考え方 2 衛生管理体制（自社基準等）	10点
従事者の教育計画	1 人材育成に対する考え方 2 衛生管理等の指導、年間研修計画（内容、実施時期、実施機関等）	10点
附帯業務	1 衛生管理等に対する考え方 2 従業者の配置及び人材確保	10点
事業費	経済性及び効率性	5点
合計		100点

(3) 審査結果通知

審査結果は、参加表明者に対し、令和8年8月4日（火）にプロポーザル審査結果通知書を発送する。なお採点結果、順位等は通知しないものとする。

(4) 参加表明者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 「第3－4応募資格」に規定する要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合
- エ 提案内容が、仕様書を満たしていない場合
- オ 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- カ 見積額が「第2－7提案上限金額」を超過している場合、又は著しく少額で本事業の適正な履行に支障があると判断される場合
- キ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ク 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- ケ 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- コ 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- サ その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(5) 合格基準点

優先事業者の決定にあたり、合格基準点（70点）を設定し、当該点数を下回った事業者とは契約しないものとする。

(6) 最終決定及び契約

各グループの優先候補者となった場合は、参加表明書（様式第3号）において最も高い希望を付したグループについて当該事業者を優先候補者とし、もう一方のグループについては当該優先候補者を除いた事業者のうちから最も高い評価を得た事業者を優先候補者とする。ただし、応募事業者数がグループ数に満たない場合や選定委員会において同一事業者が複数のグループを受託することが適当であると判断した場合はこの限りではない。

10. 契約の締結

優先候補者とは予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

第5 その他

1. 市が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。
2. 提案書（応募必要書類等を含む。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が採用する応募者の提案書（応募必要書類等を含む。）は市の業務上で必要な場合、無償で使用できるものとする。
3. 提案書（応募必要書類等を含む。）は、個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、情報公開の対象となり請求により開示する場合がある。
4. プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
5. 参加表明書（様式第3号）を提出した後に応募の辞退する場合には、早急に保育幼稚園課へプロポーザル辞退届（様式第16号）を提出すること。
6. 本契約は民営化等により委託する園に変更があった場合、市は本契約を変更又は解除することができるものとする。

第6 提出・問合わせ

半田市こども未来部 保育幼稚園課 保育幼稚園担当
〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地
電話:0569-84-0660（直通） FAX:0569-23-4162
メールアドレス：hoyou@city.handa.lg.jp
半田市HP：<https://www.city.handa.lg.jp/>